

令和元年度第4回茅ヶ崎市市民活動推進委員会会議録

議題	(1) 令和2年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項について (2) 令和2年度実施協働推進事業の応募状況について (3) 協働推進事業の見直しの方向性について
日時	令和元年10月17日(木) 9時30分から12時00分
場所	市役所分庁舎5階 D会議室
出席者氏名	柴田春菜 菅原澄江 染谷倫人 秦野拓也 高橋準治 米山友哉 岩壁榮 北川哲也 中川久美子 矢島啓志 山田修嗣 事務局5名(市民自治推進課) 富田課長、小西課長補佐、遠藤副主査、柿澤主任、勝山主事
欠席者	中野有子 石田貴一
会議の公開 ・非公開	公開
傍聴者数	0名

○事務局

皆さま、おはようございます。

開会に先立ちまして、本日の欠席についてですが、石田委員、中野委員より欠席のご連絡をいただいております。11名の委員にお集まりいただきましたので、茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則の第5条第2項で規定する委員会開催のための定足数を満たしていることとなります。

最後に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前送付させていただいておりますが、資料1から資料8まで、お手元にごございますでしょうか。

それでは、委員長に開会の宣言と進行をお願いいたします。

○山田委員長

皆さま、おはようございます。第4回市民活動推進委員会を開会いたします。

会議録の署名人は、菅原委員にお願いします。前回もご説明しましたが、市民活動推進委員会での議事内容は、事務局で議事録としてとりまとめ、市ホームページで公開します。公開の前に、事務局の作成した議事録の内容に間違い等がないかどうか、委員の方1名と、委員長で確認し、署名するというものです。それでは菅原委員、よろしくをお願いいたします。

本日の議題は、次第にありますとおり、3つございます。

- (1) 令和2年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項について
- (2) 令和2年度実施協働推進事業の応募状況について
- (3) 協働推進事業の見直しの方向性について

それでは、議題1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議題1「令和2年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項について」、ご説明いたします。

資料といたしましては、資料1の募集要項案をご覧ください。

市民活動げんき基金補助事業は、市民活動げんき基金を財源に、市民活動団体が実施する公益的な事業に対し、財政的な支援を行うものです。

市民活動げんき基金補助事業には、2つの補助枠があります。4ページをご覧ください。2つの補助枠とは、初めて補助を受ける団体向けの「スタート支援」枠と、経験のある団体向けの「ステップアップ支援」枠です。もっとも大きな差は、補助の限度額です。「スタート支援」では、直接経費の90%もしくは10万円のうち低いほうを上限としますので、補助金額は最大で10万円となります。一方「ステップアップ支援」では、直接経費の80%もしくは60万円のうち低いほうを上限としますので、補助金額は最大で60万円となります。

直接経費としてみなすことができる経費、つまり補助対象となる経費については、5ページのとおりです。

募集から採択までのスケジュールについてご説明いたします。2ページをご覧ください。

2番目の四角に記載のあるとおり、申請書類の提出は、12月2日から来年1月16日にかけて

て受付をいたします。例年ですと、事業募集の広報も、この応募受付期間に合わせて行っていました。より余裕をもって事業企画の検討を行っていただけるよう、今年度は試験的に応募受付開始の1ヶ月前、11月上旬ごろから募集の周知・広報を行う予定であります。具体的には、11月1日号の広報ちがさきに特集記事を掲載するほか、市HPでのバナーを用いた広報や、メール配信なども11月上旬から行ってまいります。

また、2ページの1番上に記載があるとおり、企画書作成会というものを開催しております。併せて8ページ中段以下をご覧ください。企画書作成会は、市民活動サポートセンターと市民自治推進課で、市民活動げんき基金補助事業に興味のある団体を対象に開催する説明会ですが、制度の説明にとどまらず、参加した団体と個別に話し合う時間を設け、事業提案が可能かどうかや、企画書を書く際のアドバイスなどを行うものです。例年ですと3回程度の開催でしたが、今年度は周知期間の拡大に伴い、3日間で計5回の開催を予定しております。例年、企画書作成会への参加から提出期日までの期間が短い、というお声をいただいておりますので、今回試験的に期間を延長することで、そのようなお声の改善につながるかを見てまいりたいと思います。

2ページに戻ります。1月16日に募集を締切ったあと、事務局で全ての団体からの申請書類をとりまとめ、冊子にいたします。2つめと3つめの四角の間に、書類審査期間とございますが、この期間に一度市民活動推進委員会を開催します。時期としては、2月上旬を予定しております。冊子の中の各企画提案書を参照しながら、各企画に関しての質問点を事前質問としてとりまとめます。この事前質問は、各団体にメールで送付し、回答をいただきます。

その上で、3番目の四角のとおり、3月21日（土）に、公開ヒアリングと公開プレゼンテーションを行います。スタート支援申請団体については、公開ヒアリングということで、団体と委員の皆さまにひとつの円卓を囲んでいただき、団体からの簡単な説明の後、ヒアリングをしていただきます。ステップアップ支援申請団体については、少しハードルが上がり、公開プレゼンテーションということで、パワーポイントなどを使用してじっくり発表をしていただき、その後質疑応答という流れになります。

市民活動推進委員会の皆さまには、その後、企画書と公開ヒアリング・公開プレゼンテーションでの応答内容を考慮して各事業の評価を行っていただき、予算300万円の枠内で、採択相当・減額採択相当・不採択相当の判断を行なっていただきます。審査の基準については、12ページのとおり、スタート支援枠とステップアップ支援枠で評価視点や配点が異なります。この点については、審査の回に詳しくご説明いたします。

皆さまからのいただいた評価をもとに、市長決裁で採択・不採択が決定し、3月末に各団体に結果を通知します。採択された団体には、来年度1年間事業を実施していただくという流れです。

最後に、件数の実績ですが、例年ですと、10件前後の応募があります。昨年度に関しては、スタート支援に8件、ステップアップ支援に5件の計13件の応募があり、審査の結果スタート支援2団体が不採択相当、となりましたので、今年度はスタート支援6件、ステップアップ支援5件の計11事業が実施されています。

事務局からの説明は以上です。

○山田委員長

事務局からの説明が終わりました。

皆さまから、質問やご意見がありましたらお願いします。

○矢島委員

審査等を通した後に、市長決裁で採択という形になりますけれども、例えば、このメンバーがプレゼンなどで評価するわけですよね。その意見を尊重した上でということで、市民活動推進委員会では採択相当と判断したけれども、例えば、市長決裁で、不採択になるなど、今までは多分ないと思うのだけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○事務局

基本的には、この委員会での結論がある程度そのまま採択につながる人が多いという印象です。ただ、過去には、市民活動推進委員会 で不採択相当と判断された事業について、市長から採択したほうがいいのじゃないかと話があったケースがあったと聞いております。

○矢島委員

ありがとうございました。

○山田委員長

他にはご質問よろしいですか。

○柴田委員

12ページの「選考の視点と配点について」なのですけれども、「市民の利益」についても、ちょっと言葉の説明が欲しいというか、「市民の利益」というのは何を指しているのか教えてほしいくて。公益的とかそういうことですか。

○事務局

「事業の成果は、市民の利益となるものであるか、または市民の利益につながるものであるか」という説明文のところですが、「選考の視点」が「公益性」となっているとおり、柴田委員がおっしゃるように「公益的」かどうかということです。この説明文では、公益性と言ってもわかりづらいかと思って、「市民の利益」ということで言い換えております。

○柴田委員

わかりました。ありがとうございます。

○山田委員長

他にはよろしいですか。

では、これは、公開前の確認という意図だと思いますので、募集要項の中身について、もしも何か異議というより、こういう形で確認をしておきたいとか、こういう意向だとすれば、私たちの判断や今後の議論のあり方は、こういう方針でいいのかどうか、それから、何かこの中で変えるべき、あるいは改善すべき点があるのかどうか、将来的に見たときに、何かもっとこういう条件を次年度以降盛り込むための議論をしておいたほうがいいのかとといったところで、最終確認をしていただければと思っています。ご質問の内容も踏まえながら、市民への公開前の段階の資料として、およそこれでいいかどうかというところを、その議論の上で確定していきたいと思っています。

ということで、資料の流れについて、何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○北川委員

周知期間を早めて、企画書作成会の回数を増やすというのはとてもいいことだなと思っておりまして、この企画書作成会が実はとても大切なのかなと思っているのです。これまでのげんき基金の申請書を拝見していくと、書き方も若干差があって、書き方一つで結構受け取られ方が違ってくるのはある程度仕方がないかなと思っているのですけれども、ここのどういうふうなポイントを、例えば前回の反省を踏まえて、説明を、作成のアドバイスをして行ってほしいみたいな、そのやりとりというのはあるのでしょうか。

○事務局

市民活動サポートセンターとはやりとりをさせていただきながら、毎年、今回はどうしようかということを考えています。企画書作成会に出てくださいる団体については、まだアイデアがぼんやりしている段階での出席が多いので、もう少し具体的にイメージがわくように、今年は、今日はお持ちしていないのですけれども、活用事例集というものをつくりまして、それも一緒に配架しながら、具体的なイメージがわくような形で企画書作成会を実施していきたいと思っています。書き方の見本は募集要項に記載例を載せていますので、それをお見せしながら、団体ごとにあまり差が出ないようにアドバイスしたいと思っています。

○北川委員

ありがとうございます。

○山田委員長

他には何か確認すべき点はありますか。

○柴田委員

企画書作成会の企画書というのは、既にテンプレートが決まっているものですね。

○事務局

はい。募集要項の21ページ以降にテンプレートの記載例が載っています。

○柴田委員

これを見て、作成していただくと思うのですがけれども、その中でちょっと差が出るというイメージがわからなくて、結構詳しく書いてあるじゃないですか。その中での差が出るというのは、例えば、設立の経緯とか、そういったものが1行、2行で終わってしまっている団体があるとか、そういうことですか。

○事務局

そうですね。記載例は載せているのですがけれども、実際のところ、見てくださらない団体もあり、これを見てくださいという周知はしているのですがけれども、時間がない中で企画書をつくると、どうしてもコンパクトになってしまう場合もあります。周知期間を伸ばすことで作成の期間を伸ばせると思うので、今年はもう少し充実したものになるようにしたいと思います。

○柴田委員

かしこまりました。ありがとうございます。

○山田委員長

せっかくなので、北川委員の印象はどうですか。今まで見て、差が出るという実感のイメージというか。

○北川委員

審査のことですか。

○山田委員長

いいえ。企画書に差が出ることもあるのでというところで、今、関連して質問があったので、そのあたりの印象を、このようなところに差があるのじゃないかとか、このようなところにバラツキが感じられたとかという経験は。

○北川委員

読みやすいかどうかというのは結構差があるなとは思いますが。ポイントを整理して書いてあるタイプと、作文タイプとあって、作文タイプというのは結構評価が難しいかなと。見ていて、ずっと文章で書いているのは、正直それは計画書じゃないよねと思ったりはするのですよね。

○菅原委員

写真がついていたりとか、ついていなかったりとかもあるのですか。

○事務局

そうですね。先ほどお示しした所定の様式の他に、補足資料というのを入れることができまして、A4で4面分なのですけれども、写真やグラフを入れてアピールされる団体もいれば、そうでない団体もあります。

○山田委員長

わりと差が出やすいのは、予算立てのところですね。

○北川委員

そうですね。

○山田委員長

これはわりと濃淡が。見積もりがとてもしっかりしたところもあれば、緩めなところもありますね。

○柴田委員

この企画書で審査すると思うのですけれども、例えば、企画書があまりにもシンプルであるとか、詳しく書いていない団体でも、やっていることが充実しているというか、公益的なものと思われる場合はどう評価したらいいのですか。

○菅原委員

そうですね。やっていることは立派だけど、収支がちょっと大まかだとかね。

○染谷委員

そのために配点があるのじゃないですか。

○事務局

やはり企画書に書ききれていない部分もあるので、ヒアリングやプレゼンテーションという機会を設けて直接聞いていただけるようになっています。あとは、事前質問というステップがありまして、評価の際にはここを明らかにしなければならない、というような点については、その事前の会議で話し合っ、ヒアリングやプレゼンの前に団体に質問していただくことは可能です。

○柴田委員

わかりました。ということは、こっちができる限り多くの質問を考えて、団体の方に答えていただくようにするのですね。

○山田委員長

今の質問の意図は、例えば、12ページのところをご覧ください。今の話し合いの内容ですね。例えば、スタート支援は3項目あったときに、1番は10点満点に近い平均点が出たのだけれども、3番はかなり低いというふうになる可能性がないですかという意図ですよ。

○柴田委員

そうです。

○山田委員長

それはもちろん配点上にはあるので、そこは議論の余地は毎回ありますので、委員会としては、採点後にそれを振り返る審査用の委員会を設ける。で、議論で決めるということです。僕がちょっとお休みしている間に、この中の議論がどうなっているのかというのは中川委員に聞いたほうがいいと思うのですけれども、その前までの段階は、一番下の③に書いてある内容なのですけれども、委員自らの判断で合格をさせてもいいなというふうに思ったら、全体の印象としては60%以上となるような配点をして、そこを意識してやると。これを下回る場合に、私としては不採択の意向だというふうに今まで考えてやっていたというところがあったのです。

○柴田委員

わかりました。ありがとうございます。

○山田委員長

他にはよろしいでしょうか。あとは大丈夫ですか。

もしここで、今日皆さんご了承いただければ、これが反映版の資料になるということです。

では、ご意見なさそうですので、これで了承するということにしたいと思います。

これで一旦、議題（1）の内容は終わるのですけれども、今後の展開の中でどうしようかという議論として、げんき基金の位置づけについては、今日の議題の（3）のところで見直しの方向性というのが協働の方では出ているので、そこと連動して、次年度以降、げんき基金のあり方にもご意見があれば、改めて議題（3）の中で方針についてはご意見をお寄せいただきたいと思います。

では、議題（1）の話、ありがとうございました。あとは、事務局に今後しっかりと広報活動をしていただくのと、私たち委員としても、可能性があれば積極的に市民に向けて、あるいは市民活動団体に向けて話をしていくということにしたいと思います。

それから、先ほどの柴田委員からの質問の公益性と市民の利益というところについては、一応3ページ一番下の枠の中に、茅ヶ崎市の市民活動推進条例のところに市民活動の利益というのが説明されているところがあるので、もしも自分の判断基準に迷ったら、市としてはこれが準拠方針といいますか、私たちが参照すべき方針というふうに考えていただくといいのではないかと

と思います。利益の対象や利益の中身というのは、茅ヶ崎市としてはこのように決められていると考えていただくといいと思います。

では、議題の（２）に移りたいと思います。

議題の（２）は、令和２年度に実施すべき協働推進事業の応募状況の説明ですね。

では、お願いいたします。

○事務局

はい。それでは議題２です。お手元に協働推進事業の募集要項はありますか。こちらの４ページを開けてください。応募方法のところです。市民提案型協働推進事業は市民活動団体に意見交換会に応募いただき、市民活動団体と担当課で話し合い合意がとれれば、応募書類が提出できるという制度です。結論から申し上げますと、担当課との合意がとれたところはありませんでした。件数は０件となります。

今回は１２の団体から意見交換の申し込みがあり、１つの団体が複数テーマをあげてきたので１３件の意見交換会を行いました。昨年や一昨年は１０件ありましたので、例年よりは多く意見交換会を行うことができました。

意見交換会を実施したところ、協働推進事業の意見交換会というよりは、顔合わせや今後の関係構築という内容が多くありました。残りは市の役割、解決すべき課題が明確ではなく、協働というより委託の内容で市の役割がお金の負担という内容です。

協働推進事業としては申し込みがありませんでしたが、げんき基金の対象になりそうな団体にはげんき基金を紹介し、団体の事業として、市として広報の周知などの協力をしていきたいという所もありました。団体の希望で市以外にも紹介してほしいという案件もあり、顔つなぎをしている所もあります。幅広い意味での協力関係・協働につながっております。以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。

これは報告なので、これでよろしいですねというところが１個目のポイントなのですが、もしもご質問がありましたらお尋ねください。いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○染谷委員

９月５日と９月１１日に、初めてでしたので参加させていただきましたけれども、１件目は、私からするとかなり慣れたところでプレゼンテーションまでされていたので、どちらかという市の方針に対してこうすべきだというような感じで、協働というよりは提言をしてきた感じだなと。

もう１件は、ボランティアの方で、こういう方の善意をそのままにしてはいけないのだろうなと思いながらも、やっぱり計画としてはなかなか難しいだろうなということを感じました。あくまで感想ということでお話しさせていただきました。

○山田委員長

ありがとうございます。

せっかくご発言いただいて、ご出席もいただいたので、ありがとうございます。

今の印象というのは、協働推進事業の企画の中で言うと、やや協働という意味合いが弱かったのではないかというご感想なのですね。

○染谷委員

はい、そんな感じがしました。

○山田委員長

提案内容や提案の仕方については、それはむしろ提案側、市民の側がもうちょっと勉強したり、準備をしたり。

○染谷委員

いや、勉強し過ぎのところと、あと、実際、どうやったらいいのかわからないという方と両極だったので、そういう面では、本当の意味の協働の説明会というか、そういうイメージのところにはぶち当たらなかったとか。申しわけなかったなと思います。

○山田委員長

どうぞ。

○中川副委員長

今ご説明があった13件の意見交換会に提案されたものが、最終的にはゼロになったということはどういうふうに。

○事務局

担当課とそこで市の事業としてやるべきだということで合意を得てから資料をつくっていただいて、申し込んでいただくという流れですけれども、今回の意見交換会申込事業に関しては、担当課と話し合う中で、市との合意、一緒に協働としてやっていこうというところまでは及ばなかったということです。

○中川副委員長

要するに、担当課が受けなかったということですね。それでゼロになってしまったと。

○事務局

市の事業、公共事業としてやろうという方向にはならなかったということです。

○中川副委員長

提案の13件というのはどういうものだったというのは、私たちは見ることはできるのですか。

○事務局

それでは、会議終了後に資料を送らせていただきますが、簡単にご紹介させていただくと、例えば、今までも協働推進事業を行っている湘南スタイルが、子育て関連事業という形で、教室、講座みたいなものと湘南スタイルなりが場所を提供して、講師とか講座というのを登録して、それと受けたい方をマッチングするという話ですとか、あとは、今、江ノ電でやられているのですけれども、江ノ電の駅をテーマにした映画をつくられている。それは、例えば、茅ヶ崎を舞台にして、茅ヶ崎の通りごとに映画をつくれませんかですとか、あとは、ほかの団体からも未来カルテというような……。

○中川副委員長

未来カルテ？

○事務局

はい。千葉大学でやられている人口推計等をもとにして、市町村、自治体がどうなっていくかというのを活用して、何か調査ができないかどうか。いろいろな形でご提案をいただいているのですけれども、先ほど申し上げたとおり、半分くらいは、そもそも申し込みの段階で、まず意見交換がしたいというような形で、団体が普段やられている活動の中で、行政の活動とどういったところで協働ができるか、ちょっと探りに来られているようなところもあるという印象でした。

それ以外のものについても、何となく団体のほうでやりたい活動があるのですけれども、なかなか具体的にどういった課題を解決したいとか、その課題をどういう手法で解決するというところ、そこが少し具体性に欠けていて、そうすると、なかなか行政でも協働、公共事業として展開するのは少し難しいというものですとか。

あとは、げんき基金を使われて保育園でのサッカー運動教室を開催されているミナスタも、協働で何かできないかということでお話がありました。げんき基金の採択のときもいろいろ委員の皆さまからお話があったと思うのですけれども、今、ミナスタは、ごく限られた人数で活動されているという中で、協働推進事業という公共事業として市内の保育園一律にサービスを展開していくといったときに、行政としては団体の体制等に不安があるですとか、そういった課題がそれぞれあって、なかなか最終的に協働というところまでは至らなかったという経緯がございます。

ただ、先ほどのミナスタの件については、意見交換会の場に保育園の先生も来ていただいていたのですが、保育園の先生からすると、本当にありがたい活動だというようなお話をいただきました。このような場合には、引き続き事業の周知などは市でも引き受けていくというような話になりました。

あとは部活動に関して、けがに対する講座を開いて、指導するときに役立てていきたいとい

うような提案もありました。団体としては、中学校の部活動の指導をしたいというところで、市として接点を、顔つなぎをしてほしいというところがありました。そこで、教育委員会と一緒に学校の先生たちと意見交換をしたのですが、部活動を教えられている先生方もなかなか忙しくて、活動の内容としてはとても理解できるのですけれども、協働としては難しいということでした。ただ、中体連という公益財団法人、中学校の部活の先生の集まりがあって、市とは別組織なのですけれども、そういったところのほうが親和性があるのではないかというお話があって、実際、私どもが中体連と顔つなぎをさせていただいたのですが、何かしら市民の方の利益になるようなことにつながればというふうに考えています。

○中川副委員長

お聞きする限りだと、げんき基金のような活動助成みたいなレベルのものが結構多かったということですか。

○事務局

そうですね。

○中川副委員長

ありがとうございます。すいません、時間をとって。

○山田委員長

大丈夫です。

他にはご質問よろしいでしょうか。どうぞ。

○高橋委員

その12団体、13件の提案があったものの、合意に至らなかったというところなのですけれども、その時点では合意に至らなかったとしても、こうすれば事業に持っていけるみたいな、提案みたいなものは行政側からはその場ではあるのですよね。

○事務局

そうですね。当然そういったお話もさせていただいたりとか、来年を待たずに今から周知に協力しましょうとかというお話もありましたし、できるところとか、改善して何か今後の活動につながる場所というのは、お話し合いの中で出させていただいております。

○中川副委員長

意見交換会に出ていた提案については、できれば教えていただけるとありがたいです。

○事務局

お帰りまでに用意して、最後に一覧を配るようにしたいと思います。

○山田委員長

事務局の印象は、染谷委員の印象とほぼ同じだったということですね。

○事務局

おっしゃっていただいたようなことは、感じておりました。

あと、本日欠席の中野委員がサポセンから3分の2くらいの意見交換会に出席されていますので、中野委員も何か感じられているところがあるかと思います。

○山田委員長

それから、2点目の論点は、つまり、協働推進事業についてもマッチングのところのサポートというのがとても重要になってきているという印象がもう一個のところということですね。

○中川副委員長

そうですね。

○山田委員長

ありがとうございます。

他にはよろしいですか。

では、これは報告なので、このあたりで。ありがとうございました。

それでは、議題3に移ります。議題3が、本日のメインの議題となります。この後、事務局より、協働推進事業の見直しの背景や、今後の展開の案について示していただきます。その案をもとに、今日を含め数回かけて、市民活動推進委員会で審議していくという流れになります。

それでは、議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 ※（スライド○）は、その時投影していたスライド番号

（スライド1） それでは、議題3「協働推進事業の見直しの方向性について」、ご説明いたします。資料といたしましては、【資料2】を中心に使用しながら、説明の中で資料3～8も参照いただく形で進めさせていただきます。なお、画面には、資料2を映しています。

（スライド2） 説明の流れといたしましては、6月から入られた委員さんも多いため、はじめに項番1で「協働」や「協働推進事業」の定義、位置づけなどについてご説明します。次に、項番2で見直しの背景、項番3で新しい仕組みのご提案、項番4で新たな制度と本委員会との関わり方、項番5で今後の議題、最後に項番6で今後のスケジュールをお示しする予定であります。本日は項番2と3を中心にご説明いたしますが、説明は全体で約30分～40分程度になる見込みです。

（スライド3） それでは早速、始めさせていただきます。はじめに、茅ヶ崎市における「協

働」の定義や位置づけについてご説明します。

(スライド4) 茅ヶ崎市では、市政の方向性を示す全体計画として、茅ヶ崎市総合計画を策定しています。現総合計画基本構想は、平成23年度～令和2年度の10年間の方向性を指し示すものですが、その中では、2つの市政の基軸のうち、ひとつが「新しい公共の形成」となっており、公共サービスを行政だけではない多様な主体が担っていくビジョンが掲げられています。

(スライド5) また、5つの「政策共通認識」のひとつとしても「協働」が挙げられています。この中では、協働とは「行政だけでは対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動すること」とされています。

(スライド6) 自治基本条例や、

(スライド7) 市民活動推進条例においても「協働」の文言が組み込まれており、「協働」については市として推進していくべきものです。

(スライド10) 資料3「協働のガイドライン」をご覧ください。平成27年3月に策定された冊子で、茅ヶ崎市における「協働」が示されていますが、5ページにもあるとおり、「協働の実施形態」は多様で、協働委託、指定管理、事業協力、実行委員会、共催など、様々な形態がございます。今回の議題となる協働推進事業は、協働の実施形態のひとつの形ですが、さきほどの分類のうちでは、「事業協力」に相当するものです。

(スライド11) 次に、「協働推進事業」の仕組みなどについてご説明します。

(スライド12) 協働推進事業の大きな枠組みを規定しているのが、資料4「協働推進事業の見直しの考え方」です。こちらは、平成26年度の見直しの際に作成した資料です。

2ページをご覧ください。6月に入られた委員さんもいらっしゃるので、改めて大枠を説明させていただきます。「協働推進事業」とは、多様化・複雑化する市民ニーズにこたえ、行政だけでは対応できない地域課題を解決するために、市民・事業者と行政とが協力して実施する事業です。フローのとおり、行政提案型、市民提案型の2つの枠があります。行政提案型は、行政から協働で行いたい事業のテーマを提示し、市民活動団体等がそのテーマに沿った企画提案をして、よいものを採択します。予算の上限は、事業を行う担当課が決定します。市民提案型は、市民活動団体等から行政と協働で行いたいことを申し込んでもらい、担当課の候補と意見交換会をして、合意形成ができれば企画提案をし、採択・不採択を決定します。予算は、市民自治推進課が1年度1000万円、協働推進事業は2ヵ年事業なので、計2000万円の枠予算を確保していました。

6ページでは、協働推進事業の領域について触れられているほか、7ページ中段では位置づけが示されており、「多様な主体による市民サービスを定着させるためのステップとして活用することを明確」にすると書いてあります。8ページのとおり、平成26年度の見直しでは、継続率の低さが課題となっていたため、定着を図るために、原則2ヵ年事業とし、継続判断の際には庁内会議という手続を踏むこととなり、フローのような形になりました。

(スライド13) スライドに戻ります。協働推進事業は、平成19年度から実施をはじめましたが、今お示しした平成26年度の見直し以外にも、資料5のとおり軌道修正を繰り返して制度を運用してまいりました。

(スライド14) 現在の協働推進事業の制度の枠組みは、大枠としては先ほどご説明したとおりですが、詳細については資料6「募集要項」をご覧ください。

(スライド15) 「協働推進事業」に関する説明の補足として、類似制度のご紹介をいたします。

(スライド16) 同じく新しい公共の形成を推進する制度に、「提案型民間活用制度」がございます。行政が直営で実施している事業について、民間に委託することで、より効果的・効率的なサービス提供を行うものです。行政改革推進室という部署で所管しており、効率化を目指す行政改革的な視点の強い事業です。公共サービスの担い手を拡充するという点、提案型であるという点については同じですが、協働推進事業は行政と民間とが協力して共に実施するという点で異なります。

(スライド17) 同じく市民活動の推進を目的とする制度に、当課の所管する「市民活動げんき基金補助事業」がございます。議題1でもお伝えしましたが、げんき基金補助事業では財政的支援のみで、事業は団体の自主事業であるのに対し、協働推進事業は行政と市民活動団体等との事業協力によって行われる事業で、その位置づけも公共事業となります。

(スライド18) ここまでで、協働推進事業をとりまく状況の概略をお話し、本題に入る前に前提を確認させていただきました。ここまでの内容について、質問があればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○山田委員長

特に新しく入られた委員の方から質問がありましたらお願いします。

特に無いようなので、続きをお願いします。

○事務局

それでは、引き続き、今回の見直しの背景をご説明します。

(スライド19) スライド19にお戻りください。最初に、前回平成26年度に実施した見直しの際にも大きなテーマであった、継続率の低さについてです。今回、平成19年度実施事業以降すべての協働推進事業の継続状況について、調査をいたしました。事業の一覧は、資料7をご覧ください。複数年実施のものは1事業と数えて、全56種類の事業を調査しています。56事業のうち、36事業64.3%が終了、そのうち25事業44.6%が協働推進事業の終了と共に完全に協力関係が終了しているものです。この中には、当初から終了を想定していた事業も含まれています。11事業19.6%は、一定期間継続したものの今は協力関係が終了してしまっています。継続している事業は全体の35.7%ですが、そのうち、委託など、市からの予算支出を伴う継続が15事業26.8%となっています。継続はされていても、予算規模は協働推進事業として実施していた額の6割程度に縮小されています。市の予算を伴わない事業協力で継続している事業は5事業8.9%となっています。協働推進事業にはパイロット事業的な要素もあるため、市が実施している他の事業に比べるとどうしても継続率は低い状況でございます。

(スライド20) 継続率を上げるため、平成26年度に協働推進事業の見直しを行い、新し

い枠組みで実施されているのが平成28年度以降に実施した14事業です。終了を見越して実施した事業以外は継続できているのですが、予算は先ほどより厳しく、半分程度に削減されています。

スライド19と20を比べますと、継続率が伸びていることから、事業の位置づけを明確にするプロセスの重要性が見えてまいります。

また、いずれのスライドにしても、予算がなかなか確保できず、当初の予算規模を保てていない現状がございます。

(スライド21) 行政提案型と市民提案型で比べてみます。我々の予想としては、行政提案型の方が継続率や予算の保ち方が良いのではないかと考えていたのですが、市民提案型の方が継続率もよく、予算の縮小度合いも少なく、また、終了してしまった事業も継続年数が長いという結果が出ました。

ひとつには、市民提案型だからこそ市民のニーズを吸い上げた提案ができていないのではないかと考えられます。

(スライド22) 提案の分野別にみてみます。なお、分野については担当課の部局によってわけており、一部の事業は担当課が複数いるため重複してカウントしています。分野によって、継続率に大きな差が出る結果となりました。福祉や、学校教育・社会教育などの身近で切実な市民ニーズが想定される分野は継続率が良く、総務や企画など、行政経営分野の継続率は芳しくないことがわかります。

(スライド23) 平成28年度以降に実施した事業についても、同様の傾向となっています。

(スライド24) 2番目の背景として、協働推進事業の実施件数が減少していることもございます。件数が減少している状況については、7月の推進委員会でもご報告したとおりですが、このままでは、制度として維持していくことが難しい状況となっております。持続可能な制度であり続けるために、何らかの転換が必要であると考えられます。減少の理由についての分析に関しては、次の項目と併せてご説明したいと思います。

(スライド25) 3番目に、「市財政状況の変化」があります。資料としてはあらかわしづらかったのですが、これが今回の見直しのもっとも大きな要因です。

市の予算総額は、赤丸のとおり、約720億円となっておりますが、

(スライド26) そのうちここ数年は98%前後が経常的な経費、決まった支出に充てられている状況となっております。

(スライド27) このような状況の中、少子高齢社会の進行などにより、義務的な経費は令和3年度までに約20億円、4年度までにさらに約20億円増加することが見込まれており、下の矢印のとおり、政策的な支出に充てられる財源がますます減っていくことが見込まれます。このような状況下で、政策的経費は年々減っており、平成29年度で約13億円、平成30年度で約10億円、令和元年度で約5億円と、既に3年前の4割以下に縮小しています。

(スライド28) 今後は、限られた財源での行政経営となり、事業の重点化・取捨選択が必要となり、全庁的に大幅な事業の見直しが強いられているところです。協働推進事業として枠で予算を確保するのが非常に困難な状況にあります。

(スライド24に戻る) また、先ほど見直しの背景(2)としてお伝えした提案数の減少にも、このような事情が関係しています。行政提案型は、テーマを公募する際に、庁内の理事者級の会議に諮っているのですが、平成29年度までは、その会議を通ると担当課が積算した予算を新たにつけていました。しかし平成30年度からは、そのような措置がなくなり、担当課は自課の他の事業を廃止・縮小するなどして予算を捻出しなければならなくなったため、それまでは2～3事業は継続的に出てきていた行政提案型がひとつもあがりませんでした。この表では、令和元年度実施は平成29年度に採択した2年目事業が2つあるのみとなっています。

また、市民提案型についても、3年目以降の継続の際には、同様に自課の他の事業を廃止・縮小するなどして予算を捻出しなければならなくなったため、その展開を見越すと実施を足踏みしてしまうという状況が続いています。議題2で今年度の意見交換会についてふれましたが、担当課候補へ意見交換会への出席を依頼しても、協働推進事業のための予算を確保する余力がなく、事業に発展する見込みがないことから、出席の調整に苦勞するケースもありました。

協働推進事業は、1事業につき100万～200万円程度をかけているケースが多いのですが、現状では、予算規模の大きいこのような事業は行政内で非常にハードルの高い存在となってしまっています。

(スライド29) しかしながら、「協働」全体をみると、実績は堅調に伸びていることが認められます。冒頭で資料3「協働のガイドライン」をご覧いただきましたが、「協働」には「協働推進事業」以外にも様々な形態があります。このグラフは、毎年庁内に照会をかけている「非営利組織等との協働」の件数を示したのですが、平成23年度と昨年度を比べると、全体として2倍に伸びており、中でも共催は3倍、事業協力は2倍155件と、大幅に増加しています。

このようなデータや、庁内で執務を行う中でも、市民との関わりが増えているという実感があり、庁内で「協働」は浸透してきているものと考えております。一方で、ニーズのある「協働」は、グラフのとおり、「協働推進事業」や「指定管理」のような規模の大きい協働というよりも、「事業協力」や「共催」のような、比較的規模が小さい協働なのではないかということも考えております。

(スライド30) 背景の最後として、新総合計画についてお話しします。今の計画の基本理念の評価の中でも、下段のとおり、今後の課題としては協働推進事業という制度のあるべき姿を検証することとなっております。

(スライド31) それをふまえて作成する新総合計画は、令和3年度～12年度の10年間の方向性を示すものですが、主要課題としても「多様な主体との連携・協力」や、「協働の深化」が挙げられています。

(スライド32) 行政運営の基本姿勢としても、「市民との関係の深化」が挙げられています。

(スライド33) 全施策にわたる政策目標として、「市民協働」が挙げられています。

(スライド34) 具体的には、「市民主体のまちづくりの推進」として「市民との対等かつ適切な役割分担による連携・協力」と記載される予定です。

(スライド35) 以上の背景を受けて、事務局で検討した制度の移行案をご説明いたします。

(スライド36) 既存の協働推進事業の枠組みは、予算枠の確保が困難なことに伴い、今年度募集している令和2年度実施事業をもって、廃止することを検討しています。

そして、今まで協働推進事業の前段で行っていた、テーマ募集から意見交換会を経てのマッチングというプロセスを充実させ、「(仮称)新たな協働推進制度」として整えることを検討しています。この新しい制度は、新しい総合計画に合わせて令和3年度から運用を開始することを考えております。

本委員会の資料はあくまで現時点での事務局の想定となっております。市民活動サポートセンターとの関わり方などについて、調整ができていないものではないかとご承知おきいただければと思います。

(スライド37) スライド37は、引き伸ばして資料8としております。資料8をご覧ください。

まず制度全体として、「協働推進事業」が持っていた、「提案型」の良さは維持したいと考え、行政提案型、市民提案型のいずれの枠も維持したいと考えています。公共サービスの担い手を増やすためには、行政だけでは解決できない課題や、行政が求めている市民力について提示する必要があると考えられることから、「行政提案型」を維持する必要があり、また、「市民活動団体のもつ、自由度や柔軟な発想、当事者としての視点」を生かしていくためには、「市民提案型」を維持する必要があると考えています。

「行政提案型」の方からご説明いたします。「周知」の段階に「『協働』の研修」とあります。これまで毎年行う市内の協働の研修では、係長級の職員を対象にして、主に「協働推進事業」を扱っていましたが、今後は、様々な形態での「協働」を紹介したり、ワークショップなどの形態で協働をより身近に感じ、実務を実践する中で協働がふさわしいものがないか考えたりすることができる研修を行いたいと考えております。これまでも、新入庁職員に対しては、サポセンで協働の研修を行っていただいておりますが、職務経験を経てから「協働」について研修を受ける機会がなかなかないため、このような研修を考えております。

その後、「募集」の段階ですが、「(仮称)協働の種」という形で、行政だけでは対応が難しく困っていることや、市民とともに実施ができないか検討していることなどを募集します。今までのような規模の大きな事業だけではなく、例えば、「課の事業として歌体操講座を各種施設で開催しているが、一緒に歌体操のレクチャーを行ってくれる市民活動団体はいないか」などの、ゆるやかな協力関係、協働につながるものも含めて募集します。

「具体化」の段階として、前述の「(仮称)協働の種」をもとに、市民自治推進課で協働を希望する課かにヒアリングします。希望する協働の形態によって、団体の適切な選定方法も異なるため、選定についても検討していきます。例えば委託料を支出する場合には公募や入札が必要となりますが、事業への協力を講師料を支出するなどして依頼する場合には対応が可能な団体へのお声がけにするなどです。

ある程度協働の構想が固まった段階で、次の項目「(仮)パートナー団体」選定の相談をサポセンとさせていただき、公募以外の場合には、次のステップとして「協働に向けた意見交換会」を行います。ここで、協働を希望する課とパートナー候補の団体に、協働の実現に向けて意見交

換を行っていただき、実現可能な形に整えていくという流れです。

「市民提案型」の方も、おおまかな流れは同じです。これまで、「協働」の周知は「協働アイデア提案コンテスト」を通して行っていました。市民活動団体や、市民にはまだまだ「協働」という考え方が広まっていない、正しく認知されていないという現状があるものと思いますので、まずは「協働」という概念の周知を行っていきたいと考えております。

その後、「募集」の段階ですが、「（仮称）協働の種」という形で、行政とともに取り組みたいと考えていることを募集します。これまでの「意見交換会申込」に相当するものです。市民活動団体の総会シーズンである6月に、強化月間という形で集中的な募集を行いたいと考えていますが、これまでのように予算執行のためのスケジュールに従わなくてもよくなるため、通年応募を受け付けて対応できる形にしたいと考えています。

その後、「協働」に向けた事前打合せを行います。このステップは、これまでの制度と異なる点です。これまでは、意見交換会の申込期日から、企画提案期日までが1ヶ月足らずとタイトなスケジュールであったため、申込後すぐに担当課候補とマッチングする必要がありました。しかしながら、団体の考えがまだ漠然とした段階であったり、行政に何を求めているかが不明確な場合が散見され、もう少しじっくりヒアリングして具体化できていれば協働に結びつきそうだというケースもありました。行政の内部でどのような施策をしているかがよくわからないという声もききますので、施策に関しての情報提供をすることも可能です。パートナー課かいとの引き合わせをする前に、じっくりと話を聞く場を設けることで、協働につなげやすくするとともに、より適切なパートナー課かいの選定ができるものと考えております。

その後、サポセンと市民自治推進課でパートナーになり得る団体について検討し、意見交換会の場を設定できればと考えております。

このようなプロセスを経て、様々な「協働」の形態に結び付けていくこととなります。協働推進事業ですと、マッチングが成立した後は、担当課と実施団体が直接やりとりし、市民自治推進課での介入は行っていませんでしたが、今後は伴走支援を充実させたいと考えています。

（スライド38） 制度設計のポイントについて、詳しくご説明いたします。

（スライド39） まずは、「協働に対するハードルの引き下げ」です。背景として、協働推進事業のハードルが高いことがあります。冒頭でもご説明したとおり、行政側にとっては、協働推進事業は予算確保などの大きなハードルがあり、取り組みやすいスキームではなくなっていました。

市民活動団体からも、公開プレゼンや実施報告会のための書類作成、当日の参加など、かかる労力が大きいという声をいただいています。

そこで、「協働推進事業」という数十万～100万円規模の事業提案という形ではなく、ちょっとした事業協力などの提案にも間口を広げたいと考えています。

（スライド40） 次に、「新たな協働可能性の開拓」です。背景として、提案団体の固定化がございます。特に前回の見直し後である平成28年度以降についてみると、約半分の事業は、すでに協働推進事業を実施したことがある団体が行っています。サポセンに登録のある団体には毎年協働推進事業のチラシをDMで送るなどの周知を行っていますが、ハードルの高さもあいま

って、提案団体が固定化している状況です。身近な協働イメージをつくり、協働の裾野を広げていきたいと考えています。

(スライド4 1) 3番目に、「信頼関係を育む丁寧なマッチング」です。協働推進事業のスキームでは、予算執行のスケジュールの関係上、お互いをよく知らないままにマッチングを性急に行わざるを得ず、行政側にとっても、市民活動団体側にとっても、不安要素となっている状況がうかがえます。行政側については、協働推進事業は他の公共事業と同様に、成果指標の達成を求められるものであることから、このスライドの【背景】にもあるとおり、人員体制や経営体力など、団体に求める水準が上がってしまっていることが認められます。新たな協働推進制度においては、協働のハードルを下げた上で、丁寧にマッチングを行うことにより、不安を払拭しながら関係性を築いていけるようにサポートしたいと考えています。

(スライド4 2) 4番目に、「多様な協働形態の推進」です。協働推進事業にとらわれないマッチングにより、本来あるべき多様な協力関係、協働を実現していきます。

担当課や団体さまからも、役割分担のバランスが難しいというお声をいただいております。

(スライド4 3) 協働推進事業の中で蓄積されている役割分担も参考にしながら、事業全体を共有するケースだけではなく、たとえば情報の共有や、場所の確保など、必要な部分のみを切り分けて協働するなど、より実現性の高い、持続可能な役割分担で協働ができるようサポートしてまいります。

(スライド4 4) 最後に、伴走支援です。これまでの協働推進事業ですと、マッチングが成立した後は、担当課と実施団体が直接やりとりし、市民自治推進課での介入は行っていませんでしたが、協働の形態に応じて協定書のつくり方をサポートしたり、資金についても、市税から捻出できない場合にも民間からの資金獲得をサポートするなど、支援を行ってまいります。

ポイントの説明は以上となります。

このように、枠として2000万円の予算は確保できませんが、そのかわりに予算や年度という枠組みに縛られずに制度を展開することが可能となり、必ずしも協働推進事業という事業化を目指さない形で、より小さな団体とも、時間をかけて丁寧にマッチングできるものと考えております。

なお、これまでどおり、このスキームを経なくても、各課かいと市民活動団体が協働していくことは可能です。協働推進事業のときと同様、「どの課かいに、どのように話を持ちかければよいかわからない」「市内にどのような団体があるかわからない、どう声をかけていいかわからない」などのような場合に、市民自治推進課や市民活動サポートセンターが間に入るようなイメージで考えています。

(スライド4 6) 市民活動推進委員会の皆さまには、これまで協働推進事業の採択・評価に携わっていただいておりますが、制度を新しくする上では、その関わり方も変容してくるものと考えています。

この事務局案ですと、年に1回、スライド29で示したような協働の実績について御報告を

させていただき、より推し進めていくべき事項等について、包括的なアドバイスをいただく形になるかと思えます。

また、協働の推進状況に応じて、制度自体をさらに見直していく際に、今回のようにご意見をうかがうこととなります。

今後の重点事項といたしましては、まず今年度は新制度の骨子を形づくるための審議がメインとなります。今ご提示した事務局案について、よりよい、より適切な形にさせていただけたらと思います。

それをふまえ、来年度は資料3「協働のガイドライン」を改訂するとともに、及び資料4「協働推進事業の見直しの考え方」に相当するものを作成するため、そのための議論が中心となります。

(スライド48) 今後のスケジュールとしては、本日の審議後、協働推進事業に携わった職員へのヒアリングや、団体等へのアンケートを実施し、今後の方向性について庁内会議にかけてまいります。次回の推進委員会は、1月の第2週、6日～10日の開催を予定しておりますが、日程については、あらためて調整のご連絡をさせていただきます。次回の委員会でも案が固まらなかった場合には、必要に応じて、2月下旬～3月上旬ごろにもう一回審議の場を設けることも検討しております。来年度については、フローのとおりです。

最後に、本日の審議についてですが、会場の都合上、12時を目途にお願いできたらと考えております。おそらく、皆さまの意見が出尽くさないことと思えますので、会議後もメールやお電話での意見提出をお受けしたいと思えます。また、お時間をいただければ事務局が出向いて意見を伺います。少ない時間の中ですが、ご審議をお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○染谷委員

この資料というのは、内部だけの資料ですか。

○事務局

いいえ。一般に公開しております。

○染谷委員

そうすると、資料のつくり方で疑問なところがあるのです。その内容もいいですか。

○山田委員長

どうぞお願いします。

○染谷委員

パワポの20番目、ここだけ終了が左に行って、継続が右に行っているのですが、これは資

料上おかしいんじゃないか。

○事務局

おっしゃるとおりで、直そうと試みたのですが、私のスキル不足で直し切れませんでした、申しわけございませんでした。

○染谷委員

それと、おそらく平成28年度からのほうがいい結果になっているんじゃないのかと思うのですね。継続率に関しては。だから、これをもっと強調したほうがいいなと思うのと、それと同じことが、22ページと23ページの折れ線がちょっとわかりにくいのですよ。なぜかという、23ページは、参加もしていない、案件もないのに提案というのは、これはゼロじゃなくて対象外なので、ここの線に入れちゃいけないのではないですか。

○事務局

はい。

○染谷委員

そうすると、28年度以降は継続率が高いなというイメージが余計高いものについては高いなというイメージがよくわかるなということなので、最終的には、これを見させていただいて、おそらくこの28年度の前と後で、この委員会が絡む入り口と出口のところがうまく行って継続率が上がっているんじゃないのかなと。ただし、逆に言うと、絞り過ぎちゃって、市民提案型がゼロになってしまった。今回はゼロになっていますよね。という意味では、継続率が上がるということは、逆に言うと事業が減るということも、実はうらはらの内容としてあるので、このグラフの実施件数の減少はあるけれども、応募件数を入れていただいて、応募件数は増えているというようなグラフもあっていいんじゃないかなと思うのですが、これはあくまで私の意見です。

○事務局

げんき基金に比べると、協働推進事業に関しては、不採択というものがほとんどない状況で、実施事業と応募事業というのはほぼ同数になっています。

○染谷委員

言いたかったのは、協働の説明会のときに、12事業団体13件というのが来ました。

○事務局

意見交換会の申込件数ということですか。

○染谷委員

意見交換会に。そのときは一応来ているわけですから。これだと、まるで市民がやる気がないように取られちゃう。そうじゃなくて、意見交換会に来たところというのは何か数字があったら、もっと盛り上がっているから、もっとここについてこうすべきじゃないかというところがうまく出てくるのじゃないかなと思ったということです。皆さん頑張っておられますね。見て、参加させてもらってよかったなと思いますし、もうちょっと本当は幾つか出るべきだったなというふうに反省はしています。

○中川副委員長

ちょっと聞き漏らしたところを質問していいですか。

○山田委員長

どうぞ。

○中川副委員長

27なのですけれども、政策的経費に回る金額を聞き漏らしたのですけれども。

○事務局

政策的な経費に回る金額、実績としては、平成29年度で13億円だったものが、平成30年度で10億円、今年度は、予算の段階ですが、5億円ということで、3年前の約4割になっているような状況です。

○中川副委員長

わかりました。

○山田委員長

他にはどうでしょう。どうぞ。

○岩壁委員

協働事業に対するハードルを引き下げたいというのは、私はとてもいいことだと思うのです。市民にそれだけ参加意欲が出るような内容なのかなと思います。ただ、協働事業となると、大変重いものなのだろうと思うのですよね。げんき基金とは違って、行政提案型と市民提案型の両方があり、市と一緒にやるわけですから。

その中で、先ほど表の説明がありましたけれども、56件のうち継続しているものが20件をちょっと超えているくらいですかね。継続していないものについては、もう目的を達成したものなのかどうか。あるいは、事業が目的を達成したからしなくてもいいのだとか、あるいは、財政的な問題で、継続したかったのだけれども、なかなか難しいとか、そういう事情も中にはあるのかもしれないけれども、いかがでしょう。

○事務局

様々なケースがありまして、記憶に新しいところでは、市民文化会館の改修に伴うアートペイントの協働推進事業などは、最初から2年間で終わりにするものと決めてからやっていたので、そういうものも含まれております。一方で、ポータルサイトのように、続けたかったのだけれども、結局どうしてもお金が、一定のランニングコストがかかるという事情もあるので、市民の側からも存続を望むお声もいただいていたのですけれども、終了している事業もあります。

そのあたりも整理した形で提示できればよかったですのですが、事業開始当初のものなどは行政側に記録が残っておらず、追いきれていないというところがございます。

○岩壁委員

継続については、課題ですよ。新総合計画との絡みもおそらくあるでしょうし、それから、こういう言葉を使うのが適切かどうか、わかりやすさのためにあえて言うと、市民の成熟度によって随分提案の仕方が違ってくるのだらうと思うのですよ。それによって随分、協働型の企画書などが変わってくるのだらうと思うのですよ。ですから、ハードルを引き下げたことはとてもいいことなのですからけれども、その辺のうまいアドバイス、サジェスチョンというか、行政の担当課も大変だなあと、お聞きしながらそう思っているのですが、いかがでしょうか。全般の印象です。

○事務局

成熟度という点に関しては、まだげんき基金と協働の違いもわからないという方や、協働推進事業が公共事業であるという意味がしっくりきていない方も確かにいらっしゃいます。ただ、それは市民の方々の勉強不足ということだけではなくて、我々の周知不足もあつたのかなと思っておりますので、そちらについては力を入れていきたいということはひとつ思っております。

あと、担当課の負担のお話ですけれども、協働推進事業となると、担当課の負担が非常に重い事業も存在するのは事実です。ただ、担当課の話を聞いていますと、普段の事業の中に市民活動団体に来ていただいてやっている事業があつたりとか、いい関係が築ければ、職員の事務負担も減りますし、市民目線を取り入れることもできますし、とても理想的なものになるということも、お互いウィンウィンという事例もないわけではないので、そちらにシフトしていきたいというふうに思います。

○山田委員長

どうぞ。

○中川副委員長

全般でいいですか。

○山田委員長

結構です。

○中川副委員長

これは、新たな協働推進制度のイメージがある。市民団体にしろ、行政型にしろ、市民型にしろ、予算があれば、結構意欲も出てくると思うのですけれども、基本的に予算が結構ない中で、新たなテーマで提案するというのは非常に大変な意思がいるというか、大変になると思うのです。この中で言葉として、「協働の種の募集」と書いてありますね。市民提案型も「協働の種」というふうにお書きになっているのですけれども、その種をどう探すかということの一つの方法として、方法といいますか、考え方として、今、総合計画の策定をやっていると思うのですけれども、今の茅ヶ崎の市民社会が抱える課題は何なのというようなところを総合計画の策定の中で議論されているのだと思うのですけれども、その中で何が課題になっているのかということと、「多様化する市民ニーズ」ということをずっとこの中でたくさんおっしゃっていますけれども、その「多様化する市民ニーズ」の中身をもう少し「何なの」ということを突っ込んで考えていかないと、「協働の種」を探すにしろ、種のイメージが非常に難しいだろうと思うのですね。

この間、タウンニュースを見ていて、子どもの貧困調査が載っていて、こんな調査をしているのだなと思って、どうやって見れるのかなと思ったら、わからなくて、アクセスできなかったのですけれども、知り合いに聞いて、ヤフーのホームページを見たら出てきたのですね。それで、ああ、こんな調査をされているのだなというようなこととか、あるいは、単身世帯がものとても増えている、家族の中の形がものとても変わってきているというようなことですよね。そうすると、世の中で言われる、孤独死の問題とか、あるいは、独り暮らしでいろいろと困っていること、あるいは災害が起こったとき、大変でしたよね、今回も高齢の。そういうテーマの探し方、種の探し方の中に、もう少し社会的な今の動向とか、少子高齢化、人口減になるというようなことであれば、その辺のイメージをもう少し皆さんで持ちながら種探しをしていくというようなことが結構大事なということを感じていました。

きちんと茅ヶ崎市なりにお考えになっているとは思いますが、例えば、貧困の調査も、あれは国レベルで予算がつくのですよね。調査費というのがついていて、神奈川県もやっていると思うのですけれども、横浜もやっていて、計画はとてつくるのです。計画はつくるけれども、その次の実施段階が、予算がない中で、今回、市民活動の支援のメニューの中に、結構学習支援も出てきているし、子ども食堂みたいなものも出てきているし、居場所づくりみたいなものも出てきていますから、何かそういうある種のテーマ性、社会的なニーズに対応する、あるいは課題に対応するテーマ性みたいなものを念頭に置きながら、もう少し突っ込んだ種探しとか、あるいは種があれば、それを大きく膨らませて、熟度の高いものにして、できれば予算をつけていくとか、予算をつける、あるいは事業化するというような方向性があると、私たちも委員会としての視点を出しやすいくないかなという感じがします。

○山田委員長

他にはいかがでしょうか。まとめない議論なので、いっぱい観点を出していただけるといいと思います。どうぞ。

○北川委員

今の中川委員のお話にもとても共感するものがありまして、この協働推進事業、私もNPOサポートちがさきで2回、過去にやらせていただいて、そのときに協働をテーマにした事業だったので、とても難しいなと思ったのは、協働自体が目的ではなくて、手段の一つでしかないのですけれども、どうしても協働を推進していこうとすると、協働自体が目的になっちゃうような事業になってしまって、これがなかなか制度として持ってこれないなというのが、自分としてもここ数年の課題意識であったのですね。

最近とても感じるのが、例えば、新しい制度のもとで言いますと、最初の協働の研修というようなテーマのこの辺をどうやって仕掛けていくなというのがとても重要ななと思っていて、私、今年1個勉強会をやっているのがあるのですが、それは、市内のひきこもりの方の支援のあり方みたいなものをテーマにして、翔の会さんとか、あとは、つながっている企業関係者の中で勉強して行って、テーマとしては、課題の共有とお互いの相互理解というのをまずやって行って、今、半年くらいたつのですけれども、その中で、ようやく新しいひきこもり支援の事業をつくっていき、みたいな状況になっているのですね。

何が言いたいかというと、結局、課題意識の共有と相互理解というのは、協働の大前提として重要なことかなと思っていて、施策をどうつくっていくのかというのが、協働のまちづくりをしていく上での重要なポイントじゃないかなと感じております。

予算が減ってしまうというのは、明らかに仕方がないことではある一方で、例えば、休眠預金が、この年末から来年にかけて民間に落ちてくるという状況にある中で、休眠預金というのは、若者支援だったり、貧困支援だったり、草の根活動だったり、ソーシャルビジネスというところに、年間でスタートが30億くらいからですけれども、ポテンシャルは700億あると言われていて、世界でもその動きが進んでいるという中で、多分、そういう外からお金を取ってくるというのがテーマになってくるので、この伴走支援をしていくというのは本質的に重要なことかなと思いました。感想めいたことなのですからけれども。

○山田委員長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

改定の骨格のような議論もたくさん指摘いただいているので、そちらに移ってくださっても結構なので、今回の新制度、新たな協働推進制度へといったような内容についても、もしもご意見があれば、発言していただきたいのです。今日は言いつばなしで大丈夫なので、議事録をもとに、今日の提案や今日の意見というのが次の回に反映されるというのが先ほどの説明でしたので、今日、まとまりをつくるということは特に考えていませんので、まずは考え方でとか意見というレベルのものをたくさん出していただければというふうに思っています。ということで、関連するものでも、そうではないものでも結構ですので、どうぞお気づきになったらご発言いた

だきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○柴田委員

そうではないところで言ってもいいですか。

○山田委員長

はい。

○柴田委員

そもそも協働というのが市民目線と行政目線でずれがあるという話をしていたじゃないですか。ということは、新しくそれを考える前に、まずその目線合わせをどうするかというのを考えておくのも必要なんじゃないかなと思ったのですよね。市民が思う協働と、行政が必要というか、思っている協働というのがそもそも違うのであれば、新しくしても、今ここに挙げられているイメージに近づくかどうかというのを、言葉の選び方はわからないですけども、ここで挙げられているような形にはならない可能性もあるのではないかなと思うので、まず、市民と行政の目線合わせみたいなのを一回入れておくというか、しておいたほうがいいのじゃないかなと。協力でもいいし、協働というキーワードでもいいのですけれども、その辺の意見交換みたいなのがあるといいのじゃないかなと、話を聞いていて思いました。

○山田委員長

制度を固めるまでのプロセスにそういう段階を置いておいたほうがいい。

○柴田委員

はい。じゃないと、お互いに協働のイメージがそもそも違ったら、一緒にやるときにずれが生じてしまうので、だったら最初に、やる前に目線を合わせておくことが必要なんじゃないかなと思いました。

○山田委員長

ありがとうございます。どうぞ。

○北川委員

その協働のイメージはプロセスですか。協働の今想定しているギャップがあるところというのは、テーマなのか、実施のプロセス。

○柴田委員

両方。どっちも。多分どっちにもずれがあると私は感じていて、市民の課題設定と行政の課題設定、市民の考えているプロセスと行政の考えているプロセス、どっちにも多分ずれがあると

思うので、両方話し合えるというか、すり合わせられればいいのかなどというのがあります。でも、多分、課題のほうが市民目線と行政目線ではずれがあるのかなという気はします。

あと、「協働」そのものとか「対等のパートナー」という言葉自体にも、市民にはあまりしっくりこないのじゃないかなと。行政との対等とかというのは。一市民が行政と対等というのは何？と思うと思うので、対等の意味というのもちろんと一回考え直したというか、市民と一緒に考えていったほうがいいのかと思いました。

○山田委員長

その点で言うと、僕もこの提案については事務局と一度話をしたところですが、プロセスの側で言うと、今回、この提案は、推進というものの意図が大きく変換されているので、そこがとても心配なところの一つです。その意味は、今までは推進というのは、協働できる団体も育てる意思があるというところで、人とモノと金のサポートがセットになっていた。でも、今回の場合はマッチングが中心となっているという点で言うと、情報提供すれば協働の形が成立をするという段階にシフトしている感じがするのですね。だから、そうすると、協働できる団体というのはいうて、情報提供をこまめにやっていけば協働が成立をするという段階の制度に脱皮をするという意思でもあるので、それで本当にいいかどうかというのは、ここの委員会で議論しておかなければいけないポイントなのかなというのが1つ目の話なのです。

2つ目は、僕はもうちょっとそういうサポートを続けるべきではないかなというふうに思っているのも、もしも協働推進制度がこの形で脱皮をするということになるのであれば、その前後に新たに団体を育てるとか、団体のもうちょっと違う角度のサポートをするような仕組みを、例えば、げんき基金と協働の間にかませるべきではないとか、それから、先ほどから事業の終了という話をしているのだけれども、協働推進制度が終わった後の次の段階のサポートについてのどのようにすべきなのかというのを、必要ないかどうかという議論をしておかなければいけないのではないかなというのが2つ目なのです。だから、プロセスの点で言うと、そういう議論を委員会の中でもうちょっと詰めておく必要があるのではないかなというふうに思っています。

○柴田委員

話を聞いていて1個思ったのが、ここに出てきた話の「協働のパートナー」というのが、崇高な団体のイメージになってしまって、最終的に広く緩やかな協働みたいになっていたのですが、最初、話を聞いている途中だと、でき上がった団体じゃないと協働していけないのじゃないかなというイメージが、今日話を聞いていて思ったので、ハードルが上がっていないかなと思っちゃって、そうすると、開かれたとかという意味合いじゃなくなるから、そもそも協働のあり方自体を見直さなきゃというか、言葉とか、全部ガラッと変えなければいけないのじゃないかなというイメージを持ちちゃったので、そういう意味で、山田委員長が言っていた、育てるとか、そういうところをもうちょっと、もし変えるのであれば、前後に用意しておいたほうが良いような気がするのですよね。これだと、多分ハードルが上がるような気がしてしまっているのです。感覚的に。

○山田委員長

というふうに市民は読めてしまうのは逆効果ですねという、提案としてはそのとおりですね。

○北川委員

僕はちょっと視点がもしかしたら違うかもしれないのですけれども、協働推進事業自体は、それなりにレベルが高いものだと思うのですよね。公共事業に入ってくるものだと思うので。やわらかな、団体としてあまりきっちりできていないところその段階で参画できるようなものではないのかなという気がしています。なので、げんき基金であれば、スタートとステップアップということで、段階的になっていくのかなとは思っているので、協働推進事業に関しては、ハードルが高くてもいいと思いますし、これが全市民的に向いている制度でなくても、別にいいのじゃないかな、ある程度特定の対象者でいいのじゃないかなと思うのですけれども。

あと1点、この委員会に参加させていただいている中でとても感じるのが、今、委員長がおっしゃっていましたように、市民活動団体を育てるといふか、一定程度、こういうベクトルの市民活動団体を増やさなきゃいけないという方向性は持ったほうがいいのかないかなというのを感じています。いわゆる一つの政策として、教育的な視点よりも、例えば、この分野でこういう活躍してほしいような団体が増えるといいなとか、そういう方向性を持った上での市民活動の底上げを目指すというのは、もう少し制度としてあってもいいのかなというのを感じています。

○山田委員長

そこが、中川委員と北川委員がさっきおっしゃるようなテーマ性とか課題共有というところとどのくらいつなげてよいかというのは、コントロールできないし、あまりし過ぎてともいうふうに思っている方もいるので、そういう微妙なバランスを、この委員会としてはこの提案に対してもうちょっと言っておいたほうがいいのかないかなというふうに思っているのですね。だから、テーマはテーマでみんな心配なので、これは共通の課題ですよということはあると思うのですが、だから、協働をこういう団体をつかって盛り上げていきたいと思いますよということまでを、例えば、この委員会や市がどのくらいタッチできるのかというのは、わりと微妙な話題だと思うので、多分それはプロセスの話だと思うので、むしろそちらのほうが重要ではないかなという気はしているのですね。だけど、今までは、少なくともお金を出しますよとか、モノも出しますよとか、人も出しますよというふうに言っていたので、そこがブラックボックスになって、自動で行われていたけれども、今回はそこを明確に切り離すのはどうかという提案なので、それがむしろ、かえって浮かび上がってくるのではないかというイメージで、とても大きな転換だなと感じているのです。

○北川委員

もう一点、協働のパートナーのイメージとして、対象者はいわゆる市民活動団体に絞っているものですか。

○事務局

市民活動団体の他、事業者の中でも提案の事業を非営利でやっているのであれば、そこつなげていくこともあるかなとは思っています。

○北川委員

じゃ、その対象者の主体としてNPO法人などそういうところに限っているわけではなくて、例えば、株式会社が入ってくるということも想定をしている。

○事務局

そうですね。その内容が営利活動でなければ。それは、既存の協働推進事業も同様です。

○北川委員

ありがとうございます。

○山田委員長

でも、協働と言ってしまったら、別に関係ないですよ。ゴールとしての協働というのをここで決めましょうという話にすると、そこは関係ないですよ。別に委託は、業者が委託もしますし、例えば、駐車場の運営は、いわゆる企業がやっているわけですよ。だから、これを例えば、これは指定管理制度など委託制度ですよ。多分駐車場は。

○事務局

委託であったりとか、指定管理も確かに協働として数えているものもあるのですが、今おっしゃったような駐車場の管理運営などは協働としてはカウントしていません。委託や指定管理の中でも、協働の要素があるものに限っています。

例えば、市民プールも指定管理にしているのですが、あれは協働的な指定管理ではないという位置づけです。協働の指定管理というと、例えば、サポセンなど、あとは各コミュニティセンターみたいな、受託者と市が話し合いながら管理運営内容を決め、進めていくようなものに限っています。

○山田委員長

さっき言ったスライド29番のところというのは、その観点ですか。

○事務局

そうですね。その観点で数えたものですね。委託も、例えば先ほど言及されていた駐車場管理運営であったり、エレベーターの保守点検みたいなものはこの中に含まれていません。

○山田委員長

そういうのも入れると、実はもっともっと協働しているということなのですね。

○事務局

それを協働と言うかという問題がありますが、公共事業の担い手が民間に移っているものはスライド29で示したものよりずっと多いです。

「協働」と定義するものの区分けは、事務局でもかなり悩んでいて、特に委託になると、民間の事業者もいろいろいる中で、単純に経費削減を目的として仕様書で決められた内容を淡々とこなす類のものであれば、それは、協働ではないというような定義ができると考えています。けれども、それ以外のところをどうやって扱うかというのを事務局も悩んでいるところで、協働のガイドライン、資料3の中に、5ページのところに区分けがあるのですが、これは市として作成した資料で、対外的にも公表しているのですが、このあたりの区分けについても、協働推進事業の見直しに合わせて整理をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○岩壁委員

事業委託で協働と捉えているのは、市の条例に基づいた事業を行っているというところが多いですか。例えば、コミセンなど。

○事務局

協働委託が必ずしも条例で定められているわけではないですが、おっしゃるとおりコミセンは条例に基づいて運営されています。

○岩壁委員

あれは指定管理ですね。収益を求めていますよね。事業委託料がきて、もし残った場合は、市へ返還しますよね。そういう理解でいいですか。

○事務局

そうですね。協働の事業の中では、基本的に収益が出ない、もしくは収益が出ても市に返還してもらって収支形態になっているとは思っています。

○岩壁委員

市民の利便性など、公益性があるということですよ。

○山田委員長

今のご質問に関連すると、22番のスライドで説明してくださった、提案の分野別のところでの話の中で、右に行けば行くほど継続率が上がらないというのは、さっき、行政経営分野はあまり高くないというのは、結果的にそれは協働の枠から外れていくという解釈なのですかね。も

しここがうまくいくと、実は協働の枠から外れて、もっと違う連携の方法が採用されている可能性がある。

○事務局

違う連携の推進というのが提案型民間活用制度のような新しい公共の推進に関するほかの制度を意図されているのだとすれば、行政経営に関するものはそちらの方が採用されているという可能性もあるかもしれません。

ただ、この図を提示した意図は、この分野は協働が適さない、ということではなく、どちらかというと逆で、協働を推進していくべき分野があるというところで、中川副委員長がおっしゃっていたような、重点分野みたいなものもあってもいいのかもしれないという話につながっていくものと考えておりました。

○山田委員長

そうすると、言葉の整理ももう少し必要だということですね。つまり、そもそも協働というのが目指す、協働というのは何かという定義はあっても、協働の先に何をを目指すのかという言葉の整理も必要になってくるということですね。

○事務局

協働というのは手法でしかないということを考えると、協働の先にあるものとしても、1つには、新しい公共の形成というか、公共を行政だけが担わない状態というのが全体としてはあると思いますし、それ以外のその先というのは、各分野において、協働した先にどういう課題解決が見えてきて、どういうまちづくりがあるべきかということになるのではないかと思います。

○山田委員長

ですよ。だから、先ほど染谷委員が冒頭にご指摘くださったように、なくなるのが一番好ましいという事業と、続くことが好ましいという事業がある中で、なくなるのはこれで一旦見えなくなるので、これが1つの成功だとすると、どのように続けるのかということについてももうちょっと整理をしておかないと、いわゆる市が考えている協働の枠の中で続けてもらいたいのか、あるいは、先ほど岩壁委員がおっしゃるような、その協働の枠を超えて、もっと柔軟な連携とか協力といったようなものが想定されないといけないのかということにある程度整理をしておかないと、北川委員の質問には答えられなくなっちゃうということですよ。そういうことですよね。

○事務局

今おっしゃった「協働の枠を超えた柔軟な連携協力」が、もしかしたら、我々事務局のイメージだと「協働」と捉えているものなのかもしれません。

例えば、スライド37にあるような「様々な「協働」」の中に、「事業協力」がありますが、

これには本当に細かなものが含まれていまして、どここの団体がこういう事業をする際に、場所を市役所で確保したとか、そんなちょっとした連携関係みたいなものも含まれています。そのようなちょっとした連携関係こそ実はニーズがあるのではないかとは思っていて、むしろそういうものに裾野を広げていきたいという意図なのですが、おそらく柴田委員にはうまく伝わらなかったのかなと思って反省しているところなのですけれども。

今までの協働推進事業と考えるととてもスケールの大きなものなのですけれども、「協働」に関してはとてもグラデーションがあるものだと捉えているので、協働推進事業のような公共事業として全て最初から最後まで事業協力をしてという形以外にもいろいろな形があり得るのかなと思っています。

○事務局

37ページの資料の左下にあるような形で、「多様な『協働』の実現」ということで、この幅が本当に広くて、この中の今までの協働推進事業を一つ切り出すとハードルが高いものだったのですけれども、それ以外にも本当にいろいろな協働の仕方があるので、こういった幅広いものにどうやってつなげていくかというのをこれから考えていきたいということですね。

○山田委員長

そうなのです。そこを多分北川委員の質問はポイントが結構あって、それを市民とか非営利でないといけないのですかというのは、整理しておかなきゃいけないのですかということなので、その整理は大変重要ではないかなということですよ。

例えば、以前、協働でもあったのですけれども、まちあるきガイドのトランシーバーみたいなものを使ってやるようなビジネスが例えば今後成立したら、そこは企業がどんどん入ってきますよね。

そういうようなところが入ってきて、ポータルサイトも、実はこちらのところは広告収入でできるので、積極的にそういう情報が欲しいというところ、例えば、もしそういうビジネスがもっと成立してきたら、そこはむしろ企業に取ってかわられていくことも起こり得るわけですよという、多分そういう意図だと思うので、だから、今、協働の種となっているものは、ビジネスになるかもしれないし、そのまま協働でやらなければいけないかもしれないし、そのまま完成して終わりということになるかもしれないので、この仕組みは、むしろ将来の協働の実現のもうちょっと先にあるようなもののゴールがかなり多様化する可能性があって、それも同時に整理をしておかなければいけないというご指摘は、そのとおりだなと思いました。

そうすると、協力の意味も変わってきちゃいますよね。広いですよ。

○北川委員

はい。私の感覚的には、別に市民活動に限らず、積極的に、いわゆる企業さん、ビジネスというところでも連携をして、どんどんしていったらよいと思っていまして、でも、結局、その中でまた新しい隙間ができていたりとか、届かないところは無数にあるので、そこは市民活動じ

ゃないとカバーできないよねとかという、より具体化していくのかなと思うのですよね。

○山田委員長

そうですね。その辺もいずれというか、次回いろいろと考えておかなければいけないので、アイデアを次のときにもいろいろと言っていたらと思います。

関連することでも、ほかでもどうでしょうか。あと、時間は数十分あるということなので、いかがですか。このような問題提起でも結構です。いかがでしょうか。どうぞ。

○染谷委員

私は香川に住んでいます。茅ヶ崎市の総合計画骨子のプレゼンテーションというのがありまして、そこに出たときの市民の方の提案として、茅ヶ崎市はどういうまちにするのだというのが何もないではないか、農村にするのか、観光にするのか、商業にするのか、それともマンションを建ててそういうまちにするのか、何も決まっていなかったんじゃないか、それがまず1つあってしかるべきなのではないか、その中におそらく協働という内容も出てくるのかなと思いつつ聞いていたのですけれども、皆さんたちは、このまちはどこに向かったらいいのかというイメージがあるのかなと、ちょっとお聞きした上でとは思ったのですね。

○山田委員長

なるほど。その辺で、率直な感想でもいいということですね。

○染谷委員

ちょっとお聞きすると、また意見が変わるかなと思ひまして。

○山田委員長

まずは、この委員のメンバーですか。

○染谷委員

はい。

○山田委員長

もしも今何か感じているところがあったり、希望があったらどうぞ。

○柴田委員

それは設定しなきゃいけないんですか。まちの前提ってなきゃいけないんですか。

○山田委員長

なきゃいけないというわけではないのですが、あまりそういう声が聞こえてこないし、そうい

う議論のチャンスがないから、むしろ協働というテーマとか方向性が見えてこないのではないのでしょうか。私はそういうのは決めなくてもいいと思いますという意見でもいいと思います。それでいいと思います。

○岩壁委員

ちょっといいですか。要するに、まちづくりなのだと思うのですよね。新たなまちづくりだと思う。茅ヶ崎市そのものがそんなにまちづくりの視点が昔からあったわけじゃないのですよね。最近ですよ。まちづくりというのは、いろんなゾーンができるのだからと思うのですよね。今、そのゾーンをつくる前にいろんなものが、周りに住宅など建物が建っちゃって、なかなかそこまではいってなかったのではないのでしょうか。ある意味では、今、だいぶ市全体の中でまちづくりというのは議論されていますが、それはそれとしてとてもいいことなのですから、そういう中で、さっきおっしゃったようなこともうまく取り込んでいくというような、こういう視点も大事だと思うのですよね。

○山田委員長

そうですね。

○岩壁委員

ですから、この辺だと、要するに、市役所を中心に警察とか、あるいは医療の問題とか、いろんなゾーンが、文化会館とか、そういうゾーンが決まる。そうすると、どこどこのゾーンは、例えば、南湖のほうとか、柳島のほうはこういうゾーンだと。そういうような考え方ですかね。それを充実させていくということがとても大事なのだと思います。それに投資していくとか、税金を使って投資していくというのはとても大事なことだと思うのです。だから、そういうものを皆さんが後押ししていくということが必要だと思います。

それから、先ほど委員長が申した、私は、市民活動というのは、対等なパートナーというのは、言葉としては麻醉薬でとてもいい言葉なのですから、それはそれとしてとても大事なのですが、受け入れするという市の姿勢があるということはとても大事なことだと思うのですが、市民活動は行政がうまく育てていく、そういう視点はとても私は大事だと思うのです。例えば、青少年団体だったら青少年課が育てていくとかですね。それから、いろんなボランティア活動だったらどこどこが育てていくとか、そういうようなものを行政の方々が持っていかないと、いろんなものが充実していかなくなるだろうと思うのですよね。

そういう意味では、こういう協働事業というのは、ある程度行政の方が懐をうまく広げて受け入れしやすいような体制をつくっておかないと、そういうものが充実していかなくなるのだろうな。

今、税収が伸びませんから、それと、義務的経費がどんどんふえていますから、予算のことは無理もないのですけれども、ただ、そういうこととは別に、理解度が深まると、事業が充実していく場合がとてもありますので、そういうようなことも行政の方がうまくアドバイスとか、

指導というか、そういうような形で一応視点を持っていることも大事なのかなという感じはしませぬけれども。

○山田委員長

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

○中川副委員長

行政が育てていくという側面は、先ほどおっしゃった人・モノ・金みたいなところで相当なサポートというのはできていくし、市民活動サポートセンターの役割というのはものすごく大きくなっていると思うのですけれども、基本的に、市民の自主性というものとか、市民の当事者性みたいなものというのが根本に、市民活動推進条例ですか、そういうものの中にもあるし、そこを基本として考えていくということが大変大事だと思うのですよね。

その自主性とか当事者性みたいな、あるいは行政が気づかないような課題に対して、たいてい市民が何か始めるというようところが経験的に私は見えていてあって、げんき基金の中には結構それが出てきていますよね。げんき基金がそういう活動のまずスタートがあって、その次にステップアップがあって、その先に協働事業があるというふうに理解していたのですよね。協働事業を実際に100万、200万単位で動かしていくというのは、相当な実力といいますか、主体の能力が要るわけなのですけれども、その主体のバリエーションがあまりないなという感じが、協働事業をこの2～3年見ていると思うのですよね。特定の団体が、ある種テーマを変えて、自分たちの助成金みたいな、人件費を確保するために活動しているみたいなところが、一つの市民側の限界としてあるみたいな気がしまして、そのこのところをどういうふうにかえられるのかということ、この新しい制度の中でどういうふうに見ていけるのかということ、私は「種」というのは、成熟していくものを見つけ出すというようなことだと思ったので、でき上がったものをただ持ってくるというふうには思っていなかったのですよ。

ところが、何か応募を受けるだけとなってくると、種じゃなくて、もうでき上がった、かなり熟度の高いものを探すだけとなってしまうと、協働推進制度の中身がもっと限定されていくというふうに見えてしまうのですけれども、この研修をしたり、種を探したりするということの私が意味合いと言いましたのは、そういう市民的なニーズと、その中にあれば、必ず何か活動として見えてくるものがあるので、そのこのところをもう少し注目して、熟度を上げるために、人・モノ・金がないのであればどうするのというようなことですね。人でやるのか、あるいは、スペースみたいなものか、あるいは行政的な、今までも協働事業で役割として多かったのは、お金は出さけれども、認知ですよ、広報みたいな形で認知してもらおう。それはとても大きな力になるわけなのですけれども、そういうような形で、どうやって協働のレベルの事業に対応できるような市民活動、あるいはNPOでもいいのですけれども、そういうものが出てくる土壌をつくっていくのかというようなことがとても大事だなというふうに思いますけれども。

○山田委員長

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

ここで発言をすると自分たちの宿題になるので、自分たちの宿題を少し整理すると、順不同で覚えているところを思い出すままにポイントを言うと、まずは、達成とか、協働のゴールみたいな議論があって、達成指標や達成という意味合いについて、もう少し考えておくべきではないのかというのが冒頭の議論としてはありました。

2番目に、言葉の調整を、再調整といいますかね。言葉が使われてきたり、使い古されたり、消費されてきているので、そこを言葉を再調整して、仕組みに活かすべきではないかというのが2点目の話だったと思います。

3点目が、地元課題とか市民ニーズといったようなテーマ性、テーマ設定のような議論という話があったと思います。

4点目が、プロセスですかね。プロセスとしての制度ですかね。あるいは制度としてのプロセスのようなものの検討がもうちょっと加えられるべきではないかということでした。

5点目の話題が、例えば、理解度とか情報提供といったような、モノの支援からソフトの支援に伝わってくることに従った考え方とか、確認とか理解というようなキーワードがあって、こういうサポートについても必要ではないかというような話があったと思います。

6番目に、市の方向性やまちづくりというものの非常に強い連動が、お金の面だけではなくて、もうちょっとビジョンとか、そういったものにつながってくる必要があるのではないかということでしたかね。

7点目の話が、市民の自主性や当事者性といった裾野を広げる議論というのは、結果的には団体を育てるという前に、そもそも市民をしっかりと育てて向き合うことができているかというような話としてあって、その辺が、育てるだけではなくて、受け止めるというような話にもなっていたのではないかというふうに思いました。

最後、8番目というのが、市民活動の支援やサポートのあり方をもうちょっと整理して、シリーズ化していったり、トラック化していったりする必要、段階化といいますか、その必要がないか。ということであれば、種を育てていくということなのか、あるいは、接ぎ木にして、もうちょっと実になりそうなものを接ぎ木にするのかという議論も、そこでもうちょっと整理できるというところなので、市民活動そのものが茅ヶ崎市として全体に、中川委員のご意見はシリーズ化になるのですかね。もうちょっと段階的にうまく前後を調整して見ていかないと、協働だけポコッと変えてもだめだというご指摘ですよ。

○中川副委員長

そうですね。いろんな土壌が広がりながら、熟度の高いものから初発的なものまでということで。熟度が高いもの、熟度と言ったら、協働事業としての水準というのは結構高いので、よそから引っ張ってくる。特に企画系であったのですけれども、とあるNPOがそういうことをできるのかということですよ。茅ヶ崎のことを知らない人たちがポッと出てくるというふうになっ

てくると、地域のことを知っていて、市民のネットワークの中にあり、かつ、政策立案もできるような主体も育ててほしいというのは、経験的にあったものですから。

○山田委員長

という意味でのまとまりのある市民活動支援みたいなものの中に、今回の制度もうまく位置づけられるのではないかというような話題があって、大きくは、この8個くらいが僕の記憶の中には出ていたと思うので、過不足があれば、議事録の中でとか、今のご発言でもあると思うのですけれども、次回できればそのあたりをテーマ化して、このような方向性がいいのじゃないかとか、このような考え方が大切ではないかというご意見を皆さんに伺えればと思っていて、一応このフリーディスカッションは、今日の段階ではこのようなまとめでよろしいですか。もしポイントが、9点目とか10点目で足す必要があったら、ぜひあわせてご提案いただければというふうに思っています。

一旦この議題(3)のディスカッションについては、まとめないということだったので、こういった方向性のことが出ましたということで、今日は終えておきたいと思います。先ほど提案で、次回は1月上旬くらいにこの継続の話をするので、2カ月半から3カ月後くらいに改めて考えたいと思っています。次回はできれば、今の計画の方向性について、もうちょっとだけ具体的にこんなふうにさらに進めたらよいのではないかとか、ここはとても大切なので活かしてほしいとか、こういうところは改善すべき点が多いので変えることができないかといったような、計画の案に対するアドバイスというか、意思表示を委員会としてはできればと思っています。

これも説明の中にありましたとおり、この計画は、さらに次年度に固定していくということなので、まだまだ議論できるチャンスがあるということなのですが、その点で言うと、次回議論すべきなのは、今の方向性に対して、何がよいのか、何が変えるべきなのかというところをもうちょっとこの委員会としては提案というか、コメントできればいいのではないかなというふうに思っています。ですので、次回の議論はそこを中心に行うと思います。その論点が先ほど口頭で申し上げた8個くらいのものに議事録に残してもらうので、その点について皆さんのお考えをさらに伺っていくということにしたいと思っています。

こんな今日のまとめでよろしいですか。

では、議題(3)は以上とさせていただきます。

変更の方向性については、大方の意見が、方向性についてやむを得ないという論調だったような気がするのですが、これは、もし別のものが。

○矢島委員

方向性はいいと思うのですが、あまりに財政、財政、お金がない、お金がないという方向性で変更というのはどうかなというのは感じているところですね。

○山田委員長

もうちょっと別の質で議論すべきところ。

○矢島委員

そのほうがいいような気がします。当然、ついて回るのだとは思いますが、

○山田委員長

わかりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○秦野委員

その流れで。少し今後のスケジュールのことにもつながるのですが、今お話があった中で、当事者となる市民活動団体の声も集約できるものがあるといいなと思っていて、2つあるのですが、1つ、今回、ここに盛り込んでいただいているのが、これまで協働に取り組んだ担当課と団体へのアンケートというのが一つあるのと、今後、協働で社会課題の解決に取り組みたいという団体の意見交換。要は、これまでに実施した人、これから取り組む人という両方の切り口が、声があったほうが、分析もできると思いますし、反映できると思うので。

実施した団体や担当課へのアンケートの項目が、この場では今議論がないので、市民自治推進課で検討されると思うのですが、例えば、それについて、これはちょっと自分自身に負荷をかけてしまうことになってしまうのですが、推進委員も少し項目を事前に把握ができたり、それに対して少し意見を、例えばメール等でやりとりができたりすると、今日お話があったように、事業終了の理由として、目的達成だったのか、財政面だったのかという項目を組み込んでいただきたいなと思ったので、もし事前に伺えるようであれば、事務局から推進委員に事前に情報提供していただきたいというのが1つです。

○山田委員長

ということは、先ほど説明があった資料の7を、今後もう少し細かく検討しなければいけないので、この辺は、秦野委員の今の宿題からすると、もうちょっと私たちも読んでおいてねということなのですね。

○秦野委員

これまでの制度を変えるというのは、もしかしたら流れとしてあるにしろ、どの部分が改善につながるポイントなのかというのが、やむを得ず終えたものもあるでしょうし、目的を達成したものもあるでしょうし、継続しているものというのは、もともと行政の総合計画に位置づけられていて、それをよりよくしようと思っているから続いているのか、事業の種類によっても、継続率という話になると、かなり差が出てくると思うので、それを正確に団体の声と担当課の声を組み合わせて判断できるといいなと思っています。

あとは、さっき柴田委員がおっしゃっていた、制度をつくるまでの間で、市民が思う協働と行政が思う協働にずれがあるのじゃないか。それは私も少し感じていて、協働というものが、ハ

ードルという捉え方も様々だと思うので、厳しいのですけれども、1月までの間に、これから取り組みたい人たちがとにかく発言ができたらいいなと。例えば、協働を取り組みたいときに誰に話していいかわからないとか、受け皿がどこなのかというのがわからないという団体もいれば、資料作成にハードルを抱える団体もいますし、資金面の部分とか、情報の部分とか、いろんな切り口があると思うので、それも、これが1月の後がいいのか、前がいいのかは、検討が必要だと思うのですけれども。すいません、しゃべり過ぎました。

○山田委員長

いいえ、大丈夫です。多分同時進行でやっていくべき話題だと思うので、1月までというよりも、むしろそれを超えても、もっともっとそういう意見が集まっていくといいと思います。先ほどの柴田委員の案が、今、秦野委員によってちゃんと翻訳されて、説明されたというふうに理解しました。

他にはよろしいですか。せっかくなので、米山委員、感想でもいいのですけれども、何かもしあれば。皆様のご発言を聞いていて。

○米山委員

お話を聞くばかりになってしまったのですけれども、協働という言葉がいっぱい出てきてまして、そもそも協働してどうしたいのかなというのはずっと考えていたところなのですけれども、話の途中で5つくらい、協働した先を次どこに持っていくかというのがとても重要だなと感じました。これから新しく制度を変えるに当たって、ただ協働して目的を達成したから終わるのもいいのですけれども、そこから各団体が発展というか、そういったところへつながっていけば、茅ヶ崎市も盛り上がっていくので、活気あるまちになっていくと思いますし、先ほど染谷委員からお話があった、どういったまちにしたらいいのかというのは、私も茅ヶ崎自体はそんなに特徴がないというか、そういったまちではあると思うのですけれども、市民が活気あるまちになってくれればいいかなと思いますので、そういったところにつながるような事業をどんどんやっていたらと思いました。

○山田委員長

ありがとうございます。

高橋委員、もし何かあれば、いかがでしょうか。

○高橋委員

あまりにも莫大な量だったので。

○山田委員長

そうですね。

○高橋委員

ただ、自分もこれまでいろいろな事業を、プレゼンとか、聞いてきたりしてきたのですけれども、やっぱりお金ありきなのかなというのは実は重々感じていて、これも協働推進事業から推進制度、自分はハードルが下がった印象をまず受けたのですね。まだきちんと整理はできていないのですけれども、そういったハードルが下がった中で、新たな協働の可能性みたいなものが出てきやすくなるのかなというふうな印象を持ちました。そうすると、それによっていろんなものが出てきて、市民自治推進課の担当の方たちがさらに大変になっていくのじゃないかという、働き方改革関連法に、この資料をつくるだけでもとても大変だと思うのですね。ハードルが下がることによって、いろんなものを見て、調べて、勉強するというふうになると、仕事量が非常に心配であるというのをちょっと思いました。

○山田委員長

ありがとうございました。事務局の皆さんお疲れさまということですね。
菅原委員ももし何かあれば。

○菅原委員

今、事務局からも話があったように、協働する団体を育てるという態度も市役所は持っているということなので、お金がなくても市役所の場所、会議室を無料で貸すとか、団体が活動していくときのサポートをすることはできると思いますので、まだきちんとした団体ができ上がっていなくても、それを育てるということはやっていけるのじゃないかなと思いました。

○山田委員長

ありがとうございます。
では、皆さんに少しずつこれでご発言いただいたので、ありがとうございました。
事務局からは最後に何かありますか。

○事務局

本日はご審議ありがとうございました。

本日、本制度の持つ課題や成果を共有しながら、財政的な話も含め、どのような新しい制度としていきたいかの大枠を話させていただきました。もちろん財政的な理由だけを理由にしたいくはないのですが、現在に限ったことではないけれども、市全体がいかにお金をかけないかということを考えており、最近はその傾向が顕著になってきています。ヒト・モノ・カネという話が先ほどもありましたけれども、いかにお金をかけずに、人もかけないのが一番いいですけれども、今回ご提示した新しい考え方は、逆に人を出すことによって協働を維持していこうというものです。協働そのものは長く維持しないといけませんから。そういった視点で作上げたものだということをおたためてご理解いただきたいと思います。というのと、この線で、市は動いていきたいと考えています。その中で、今日皆さんからいただいたご意見は、その案の実効性を確保するため

に、その案に肉付けするという形で使わせていただきたいと思います。ブラッシュアップするためのひとつの材料にさせていただきたいと思っています。これから、庁内でも様々な会議にかけている色々な視点からこの案について検討していきますし、それと並行して皆さんの意見も伺いながら積み上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○山田委員長

ありがとうございます。

以上で議題の3番を終了します。

前段で事務局からも話がありましたとおり、会議後もメールや電話での意見提出ができるということです。また、事務局にアポをとってじっくり話すこともできるということですね。この場で話せなかったことがあるという委員の皆さまは、ぜひお願いします。

今後の流れとしては、1月中旬に再度この議題について市民活動推進委員会を開催するということになっています。日程については、事務局から改めて調整の連絡をいたします。

それでは、以上をもちまして、第4回市民活動推進委員会を閉会します。皆さま、長時間の審議、お疲れさまでした。

委員長署名 山田 修嗣

委員署名 菅原 澄江